

上下水道課（下水道係）からのお知らせ

## 環境にやさしい下水道につなごう

### ●下水道接続可能地域

喜瀬武原地区、山田地区（山田、真栄田、塩屋、宇加地）、恩納地区（恩納区の一部、南恩納区）

### ●下水道に接続するには宅内配管工事が必要となります！

各家庭や事業所等が宅内から下水道管に生活排水を流すために、村が管理する公共マスまでの間の排水設備工事が必要となります。

### ●村からの補助金が活用できます！（工事にかかる費用は村からの補助金が活用出来ます）

- 恩納地区（上限30万円）※沖縄振興公共投資交付金効果促進事業補助金含む
- 喜瀬武原地区（上限15万円）、山田地区（上限15万円）  
※喜瀬武原地区、山田地区は接続推進期限切れのため15万円の補助となります。なお、既設浄化槽の汚泥の汲み取り、撤去及び処分等については個人負担となります。

まずは、下記の排水設備指定業者に連絡!!

工事の見積もり、役場への補助金の申請等も業者が代行してくれます！

事業所名	住所・電話番号	事業所名	住所・電話番号
(有)原電設工業	瀬良垣2505番2 ☎966-8191	(有)新里建設	恩納2531番1 ☎966-8313
當亜電設(同)	瀬良垣824番2 ☎966-2897	(有)向設備	安富祖1848 ☎967-8277
(株)真栄田造園	喜瀬武原314番1 ☎967-8332	(有)丸政設備	仲泊880番地 ☎965-2762
(有)又吉重機建設	山田1305番地 ☎964-3247	(有)名城組	山田2384番地 ☎964-3222

お問い合わせ：上下水道課 下水道係 ☎966-1190

## 野外焼却は禁止されています！

廃棄物処理法では、「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく規制しています。そのため、家庭や事業場から出た廃棄物を野焼き又はドラム缶や一斗缶などで焼却することはできません。また、小型焼却炉であっても、法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。

外焼却は罰則の対象となり、**5年以下の懲役**  
**もしくは1,000万円以下の罰金**又はこの併科、法人はさらに**両罰規定で3億円以下の罰金**に科せられます。



お問い合わせ：村民課 生活環境係 ☎966-1205